

平成 27 年 10 月 11 日制定

日本地域学会学会賞論文賞の呼称（大石泰彦賞）を定める規程

（大石泰彦賞）

第 1 条 日本地域学会（以下、本学会）学会賞の呼称等に関する規程第 2 条および第 3 条の規定に基づき、本学会元会員である故大石泰彦氏の本学会における業績と貢献を顕彰し、かつ同氏に敬意を表わすことを目的として、本学会学会賞（奨励賞・論文賞・功績賞）に関する規程第 5 条に定める論文賞（以下、論文賞）を、「大石泰彦賞（論文賞）」と呼称して授賞する。

（呼称による授賞期限）

第 2 条 前条の規定に基づく大石泰彦賞（論文賞）の授賞は、2016 年度第 25 回から 2025 年度第 34 回までの論文賞の授賞を対象とする。

2. 前項の規定は、2025 年度中に、総会の承認を経て改正することができる。

附則

この規程は、制定と同時に施行する。